

**平成 25 年度**  
**第 1 回 練馬区安全・安心協議会**  
**案 件 表**

1 日 時 平成 25 年 10 月 22 日(火) 午前 10 時 00 分～

2 場 所 練馬区役所本庁舎 20 階 交流会場

3 次 第

(1) 開会

練馬区長あいさつ

協議会委員の紹介 …………… [別紙 1]

委員委嘱状の交付

(2) 審議事項

練馬区安全・安心協議会への諮問について

・ 諮問文 …………… [別紙 2]

・ 管理に問題のある家屋等への対処の現状について …………… [別紙 3]

・ 他区等の条例制定の状況 …………… [別紙 4]

・ 条例に盛り込むべき項目の解説とポイント …………… [別紙 5]

・ 空き家対策の法制定に関する報道記事 …………… [別紙 6]

・ 新宿区空き家等の適正管理に関する条例と足立区老朽家屋  
等の適正管理に関する条例 …………… [別紙 7]

< 提出のお願い >

・ 安全・安心協議会 意向調査票 (11 月 8 日(金)期限)

(3) 報告事項

練馬区内の犯罪・火災発生件数について …………… [別紙 8]

練馬区暴力団排除条例施行後の各種事業について …………… [別紙 9]

ねりま情報メール事業の運用について …………… [別紙 10]

その他

(4) 閉会

# 別紙1

平成25年度 練馬区安全・安心協議会 委員名簿

## 1 関係行政機関・区職員(10名)

練馬警察署長	中原 隆
光が丘警察署長	古屋 芳男
石神井警察署長	野口 豊
練馬消防署長	伊藤 博人
光が丘消防署長	松野 祐司
石神井消防署長	守屋 正巳
練馬消防団長	福島 博
光が丘消防団長	鳥海 隆秀
石神井消防団長	小池 亘
教育委員会教育長	河口 浩

## 2 関係団体(26名)

練馬防犯協会会長	内田 欽三郎
光が丘防犯協会会長	増島 光博
石神井防犯協会会長	井口 正治
練馬交通安全協会会長	篠 利雄
光が丘交通安全協会会長	関口 武司
石神井交通安全協会会長	高橋 敏雄
練馬母の会会長	加納 紀子
光が丘母の会会長	金谷 閨子
石神井母の会会長	田村 美佐子
練馬防火防災協会会長	中村 壽男
光が丘防火防災協会会長	吉田 一郎
石神井防火防災協会会長	櫻井 鋭壽
青少年委員会会長	山川 新
青少年育成地区委員会会長	関口 登美雄
小学校PTA連合協議会副会長	米田 満
中学校PTA連合協議会会長	青柳 直美
保護司会副会長	小林 利生
東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会会長	見米 元秀
民生・児童委員協議会練馬・中村地区委員長	辻 昌子
町会連合会会長	渡邊 雍重
東京商工会議所練馬支部会長	井戸 勤
商店街振興組合連合会理事	堀内 勲
商店街連合会副会長	荒井 敏男
練馬産業連合会副会長	秋山 千枝子
練馬東法人会副会長	菊池 雄一
練馬西法人会副会長	鈴木 美津恵

## 3 公募委員(13名)

公募委員	新木 繁男
	大湊 正男
	小川 信一
	加藤 眞一
	木村 利行
	小松 一文
	佐藤 勝彦
	新藤 卓
	豊田 英紀
	原田 正雄
	前田 祐子
	三ヶ崎 清政
	山本 美子

計 49名



## 別紙 2

25 練危防第 10156 号

平成 25 年 10 月 22 日

練馬区安全・安心協議会会長 殿

練馬区長 志 村 豊志郎

### 「練馬区安全・安心協議会」への諮問について

「練馬区民の安全と安心を推進する条例（平成 16 年 12 月練馬区条例第 54 号）」第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

### 記

1 諮問事項

別紙のとおり

2 答申について

平成 25 年度中を目途に答申いただくようお願いします。

# [ 別紙 ]

## 1 諮問事項

問題家屋について条例化するにあたり盛り込むべき項目等について

## 2 趣旨

近年、居住者の死亡や転居、相続人が居住しないなどの理由により、空き家が全国的に増加している。本来、空き家は所有者等が自己責任において管理するものであるが、様々な事情から適切に管理されず、老朽化等による建物の破損、草木の繁茂、害虫の発生等により、区民の生活環境の悪影響や地域の治安の悪化を招いている。また、居住者がいても、いわゆるごみ屋敷等、適正に管理されない家屋も増えている。本区においても、このような問題のある家屋（以下「問題家屋」という）に関する相談がその近隣住民等から少なからず寄せられている。

このような現状を踏まえ、問題家屋を解決するための対応策を明らかにするとともに、犯罪や火災・建物の倒壊等を防ぎ、良好な生活環境とすることで、もって区民の安全で安心できる暮らしを実現するため、条例化等に向け検討をしています。

条例化にあたって、より実効性を高めるために、どのような項目等を盛り込むべきかについて諮問するものである。

# 別紙 3

平成25年10月22日

危機管理室安全・安心担当課

## 管理に問題のある家屋等への対処の現状について

### 1 管理に問題のある家屋等（問題家屋）への対応の現状

近年、居住者の死亡や転居、相続人が居住しないなどの理由により、空き家が全国的に増加している。本来、空き家は所有者等が自己責任において管理するものであるが、様々な事情から適切に管理されず、老朽化等による建物の破損、草木の繁茂、害虫の発生等により、区民の生活環境の悪影響や地域の治安の悪化を招いている。また、居住者がいても、いわゆるごみ屋敷等、適正に管理されない家屋も増えている。本区においても、空き家やごみ屋敷に関する相談がその近隣住民等から少なからず寄せられている。

これまで区は、問題家屋連絡会で問題家屋に関する情報を共有し、各課が協力して所有者・管理者に働きかけ等を行ってきたが、解決が難しいケースも少なくない。その背景には、建物を解体すると固定資産税が上がるため建物が放置され撤去が進まないという税法上の課題や、固定資産税情報を参照できないことから、所有者・管理者の把握が困難になるということ等もある。

#### 【平成16年度以降の対応状況】

解決件数 159件（老朽家屋50、樹木39、ごみ45、その他25）

未解決件数 127件（老朽家屋51、樹木43、ごみ6、その他27）

### 2 他区等の条例制定の状況

別紙4のとおり

### 3 問題家屋への対応の課題等

#### (1) 現在の根拠法令・条例の課題

建築基準法では建築物の管理不全な状態について列挙されていない。

建築基準法では建築物以外のものに対処できない。

練馬区民の安全と安心を推進する条例には、指導しか定めがない。

建築基準法の代執行は、所有者が判明している場合は、実施までに時間を要する。

所有者不明の場合でも、著しく公益に反する場合にしか対応できない。

#### (2) 関連する課題

空き家の有効活用について

問題家屋になる前の対応について

問題家屋の中には、保健師等の関与が必要なものがある。

### 4 国等の動向について

報道によると、自民党は管理不十分な空き家の増加を受け、防災や治安確保の徹底を図る新たな対策法案をつくる方針を固め、早ければ秋の臨時国会に議員立法で提出する見通しとのことである（別紙6）。



## 条例に盛り込むべき項目の解説とポイント

	実態調査	立入調査	助言・指導	勧告	命令	公表	緊急安全措置	助成	代執行
事務局案									

### 【各項目の解説とポイント】

#### (実態調査・立入調査)

「実態調査」は、問題家屋に関する現地確認、所有者等を確定させるための登記簿調査、その他必要な調査を行う。

「立入調査」は問題家屋の状態把握のために必要な場所に立ち入り調査を行う。

#### 【ポイント】

現在、問題家屋は、建築基準法や練馬区民の安全を推進する条例等で対処しているが、調査権が明確に規定されていない。問題家屋に対処する上で、所有者等の調査や物件の調査は必要不可欠である。

#### (助言・指導)

実態調査・立入調査の結果を受け、問題家屋であると認めるときは、所有者等に対し、必要な措置について助言または指導を行う。所有者等の状況、家屋の立地状況、危険度の程度等、必要な措置の内容は案件によって異なるが、基本的に所有者に修繕または除却をさせることになる。

#### 【ポイント】

実態調査・立入調査の結果、家屋等が管理不全な状態で、倒壊による被害または近隣住民の生活に支障をきたす場合や、その恐れがあると判断した場合、当該家屋の所有者等に対して、改善措置を行うよう助言・指導を行う。これに従わない場合、(助言・指導) (勧告) (命令)と段階を踏んで所有者に対し解決を促す。

#### (勧告)

助言または指導を行ったにもかかわらず、問題家屋が引き続き管理不全な状態にあるときは、所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう、是正の勧告を行う。

#### 【ポイント】

所有者等が助言または指導に従わない場合、是正の勧告を行う。

### **(命令)**

勧告を行ったにもかかわらず、勧告に基づく措置を履行しない所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講じるよう命令する。

#### **【ポイント】**

所有者等が勧告に従わない場合、期限を定めて是正の命令をする。

### **(公表)**

所有者等が正当な理由なく、命令に従わない場合、所有者等の住所、氏名、空き家等の所在地、命令の内容を公表する。

#### **【ポイント】**

公表の規定は、制裁的な措置として定めるものであり、これにより命令の実効性を担保する効果を期待する。

### **(緊急安全措置)**

問題家屋の老朽化による倒壊その他の危険な状態が切迫している場合、その状態を回避するために必要最低限度の緊急安全措置をとる。

#### **【ポイント】**

緊急時に応急的な対応をすることができるが、必要最低限の措置をするだけで根本的な解決にはならない。また、所有者等の許可が必要であり、所有者等不明の場合対応できない。

区の指導等で自ら改善、解消した所有者等との公平性を保てない点や、緊急時には区が対応してくれるという考えから、管理責任の放棄の助長を招く恐れがある。

### **(助成)**

助言、指導、勧告または命令に従って必要な措置を講ずる所有者等に対し、その費用を助成する。

#### **【ポイント】**

助成制度を導入している足立区の例では、「解体及び撤去に要した経費の2分の1以内で、50万円を上限」としている。

本来、所有者等の責任で解決すべきことへの補助金支出の妥当性の問題があり、区の指導等で自ら改善、解消した所有者等との公平性を保てない。また、補助金対象になるまで対処しなくなるなど、管理責任の放棄の助長を招く恐れがある。

### **(代執行)**

所有者が命令に従わない場合において、他の方法で命令に従わせることが困難であり、かつ、そのままでは周辺的生活環境に深刻な被害を与えるなど、著しく公益に反する場合に、代執行を行う。

#### **【ポイント】**

命令を行っても、これに従わない場合は、行政代執行法に基づく代執行を行することができる。危険切迫時は、緊急に危険を排除することができる。代執行に要した費用については、原則として所有者等の負担となる。





記事詳細 霞が関ファイル(国会・政治/総務省・人事院/地方自治・団体)

## 空き家対策で新法 ごみ屋敷改善命令 自治体へ調査権付与 自 民、秋にも提出

2013/08/16 08:59 東京 (共同通信)

自民党は管理不十分な空き家の増加を受け、防災や治安確保の徹底を図る新たな対策法案をつくる方針を固めた。市町村に立ち入り調査権を与え、所有者への改善命令を可能とするのが柱だ。空き家への不法投棄などで問題化する「ごみ屋敷」への改善命令も視野に入れている。早ければ秋の臨時国会に議員立法で提出する見通しだ。党関係者が16日、明らかにした。

新法案の仮称は「空き家対策特別措置法案」。空き家対策推進議員連盟(会長・宮路和明衆院議員)が法案提出へ中間報告をまとめ、党政調との協議を加速させている。

総務省の最新の住宅・土地統計調査(2008年)によると、全国の空き家は住宅全体の約13%となる約757万戸。研究者は、このうち放置された空き家が約35%に上るとしている。

空き家を更地にするには解体費用がかかる上、建物がなくなると固定資産税負担が膨らむことが放置の一因とされる。

放置された空き家の増加は放火などの犯罪の温床となり、老朽化していれば災害時に倒壊する恐れもある。市町村が条例に基づき対策を強化する事例が相次いでいるものの、自民党は「国レベルの法整備が不可欠だ」(議連幹部)と判断した。

中間報告は「空き家問題が全国規模で深刻化している」と指摘し、市町村に税務情報も含めた実態調査を促した。立ち入り調査権を付与する必要性も指摘している。

同時に、放置すれば著しく危険なケースを「特定空き家」に指定し、所有者に危険除去や修繕を命令できるほか、従わない場合は行政代執行を実施するとした。

固定資産税の軽減措置を講じる方策も打ち出している。空き家の有効利用に向けた財政支援などを推進するため、有識者らで構成する協議会の設置も提案した。

### 空き家対策 中間報告のポイント

- 空き家問題が全国規模で深刻化しており、国として基本的な方針を示すことが必要だ
- 市町村に税務情報も含めた実態調査を促し、立ち入り調査権を法的に付与する
- 放置すれば著しく危険なケースを「特定空き家」に指定し、所有者に対し危険除去や修繕を命令できる。従わない場合は行政代執行を実施
- 空き家を更地化した場合の固定資産税の軽減措置を講じる
- 空き家の有効利用に向け、有識者らで構成する協議会を設置する

# 別紙 7

## 新宿区空き家等の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き家及び土地等（以下「空き家等」という。）の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、事故、火災、犯罪等の発生を防止するとともに、区民の良好な生活環境の確保を図り、もって区民が安心して生活できる地域社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 新宿区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に存する建物その他の工作物で、常時無人の状態又はこれに類する状態にあるものをいう。
- (2) 土地等 区内に存する土地又は建物（空き家に該当するものを除く。）をいう。
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 管理不全状態 次に掲げる状態及び廃棄物に起因する管理不全状態をいう。
  - ア 老朽化等のために倒壊し、又は建築材等が飛散するおそれがある状態
  - イ 不特定の者が侵入して火災を発生させ、又は犯罪を起こすおそれがある状態
- (5) 廃棄物に起因する管理不全状態 次に掲げる状態をいう。
  - ア 土地又は建物にみだりに放置された廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）（以下「放置廃棄物」という。）に起因して火災を発生させ、又は放置廃棄物が飛散するおそれがある状態
  - イ 放置廃棄物に起因する悪臭又は害虫の発生等により、周辺住民の生活環境に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある状態

### (区長の責務)

第3条 区長は、警察、消防その他の関係行政機関、地域団体（区

内に存する町会その他の地域活動を行う団体をいう。以下同じ。)等と連携し、管理不全状態にある空き家及び廃棄物に起因する管理不全状態にある土地等の当該管理不全状態及び廃棄物に起因する管理不全状態の解消に向けた対応並びに空き家が管理不全状態になること及び土地等が廃棄物に起因する管理不全状態になることの防止に努めるものとする。

2 区長は、空き家等の適正な管理に関する知識の普及及び意識の啓発に取り組むものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する空き家が管理不全状態にならないよう、常に適正に維持管理しなければならない。

2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地等が廃棄物に起因する管理不全状態にならないよう、常に適正に維持管理しなければならない。

(所有者等の把握)

第5条 区長は、管理不全状態にあると思料する空き家又は廃棄物に起因する管理不全状態にあると思料する土地等の所有者等を把握するために必要な調査をすることができる。

(実態調査)

第6条 区長は、空き家が管理不全状態にあるかどうか又は土地等が廃棄物に起因する管理不全状態にあるかどうかの判断をするに当たって必要があると認めるときは、これらの実態について調査をすることができる。

(立入調査)

第7条 区長は、前条の判断をするに当たって特に必要があると認めるときは、その職員に、当該空き家又は土地等に立ち入らせ、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言及び指導)

第8条 区長は、空き家が管理不全状態にあると認めるとき又は土地等が廃棄物に起因する管理不全状態にあると認めるときは、そ

の所有者等に対し、当該管理不全状態又は廃棄物に起因する管理不全状態を解消するために必要な措置を講ずるよう助言及び指導を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による認定をするときは、あらかじめ新宿区空き家等適正管理審査会の意見を聴かなければならない。

(勧告)

第9条 区長は、前条第1項の助言及び指導に従わない者に対し、期間を定めて、同項の措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 区長は、前条の規定による勧告に正当な理由なく従わない者に対し、期間を定めて、第8条第1項の措置を講ずるよう命ずることができる。

2 第8条第1項の助言及び指導に従わない者がある場合において、当該空き家の管理不全状態又は当該土地等の廃棄物に起因する管理不全状態が急迫であると区長が認めるときは、前条及び前項の規定にかかわらず、区長は、その者に対し、期間を定めて、第8条第1項の措置を講ずるよう命ずることができる。

3 第8条第2項の規定は、前2項の規定による命令をする場合について準用する。

(公表)

第11条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による命令に正当な理由なく従わない者があるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令に係る空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他区長が必要と認める事項

(代執行)

第12条 第10条第1項又は第2項の規定により命ぜられた行為を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところによる。

2 第8条第2項の規定は、前項の代執行をする場合について準用する。

(空き家等適正管理審査会の設置)

第 13 条 空き家等の適正な管理について調査審議するため、区長の  
附属機関として、新宿区空き家等適正管理審査会（以下「審査会」  
という。）を設置する。

（所掌事務）

第 14 条 審査会は、第 8 条第 2 項（第 10 条第 3 項及び第 12 条第 2  
項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほ  
か、区長の諮問に応じ、空き家等の適正な管理について調査審議  
して答申する。

（組織）

第 15 条 審査会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員  
が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と  
する。

3 委員は、建築、法律等に関する学識経験を有する者、地域団体  
の構成員、警察、消防その他の関係行政機関の職員及び区の職員  
のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要  
な事項は、新宿区規則（以下「規則」という。）で定める。

（規則への委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要  
な事項は、規則で定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部改正）

2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭  
和 34 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表新宿区国民保護協議会の項の次に次のように加える。

新宿区空き家等適正管 理審査会	委員のうち学識経験者 日額 20,000 円 その他の委員 日額 10,000 円	条例中副区長相当額
--------------------	--	-----------

## 足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、老朽家屋等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、もって区民の安全で健康な生活を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険な状態 老朽化のために建物その他の土地の工作物（以下「建物等」という。）が倒壊し、若しくは建築材等を飛散させるおそれがあり、又は不特定の者が建物等に侵入して火災を発生させ、若しくは犯罪を起こすおそれがあることをいう。
- (2) 所有者等 建物等の所有者又は管理者をいう。

### (所有者等の責務)

第3条 所有者等は、建物等が危険な状態にならないよう常に適正に維持管理しなければならない。

### (調査)

第4条 区長は、前条の適正な維持管理が行われていない建物等があると認めるときには、当該建物等の実態調査を行うことができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、当該建物等にかかる所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

### (指導勧告)

第5条 区長は、建物等が危険な状態にあると認めるときは、所有者等に対し、危険な状態を解消するための措置をとるべきことを指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

### (助成)

第6条 区長は、前条の指導又は勧告に従って措置を行う者に対し、別に定めるところにより助成を行うことができる。

### (緊急安全措置)

第7条 区長は、建物等の危険な状態が切迫している場合で、所有者等から自ら危険な状態の解消をすることができないとの申出があったときには、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。

2 区長は、前項に規定する緊急安全措置を実施する場合は、所有者等の同意を得て実施するものとする。

3 区長は、第1項に規定する緊急安全措置を行うときには事前に次条に規定する足立区老朽家屋等審議会の意見を聴かなければならない。

( 足立区老朽家屋等審議会 )

第 8 条 区長は、個々の老朽家屋等の状況及び対応方針について諮問するため、区長の附属機関として、足立区老朽家屋等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

( 審議会の組織 )

第 9 条 審議会は、前条の諮問事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

( 会長の選任及び権限 )

第10条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

( 審議会の運営 )

第11条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、関係行政機関の職員その他の関係人に会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

( 守秘義務 )

第12条 審議会委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

( 関係機関との連携 )

第13条 区長は、必要があると認めるときは、第 4 条から第 7 条までに規定する調査、助言、勧告等の内容を関係機関に提供し、危険な状態の解消について協力を要請することができる。

( 委任 )

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

( 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正 )

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区老朽家屋等審議会	日額 2万1,000円
-------------	-------------

練馬区内警察署犯罪発生状況(経年) 暦年表示

		23年				24年				25年(8月31日現在) 速報値			
犯罪種別	内訳	総計	練馬	光が丘	石神井	総計	練馬	光が丘	石神井	総計	練馬	光が丘	石神井
非侵入窃盗	自転車盗	3,430	1,213	913	1,304	3,189	1,147	867	1,175	1,888	646	511	731
	ひったくり	103	33	32	38	65	22	10	33	27	10	3	14
	すり	43	22	12	9	41	20	13	8	21	6	10	5
	その他 (自動車盗、置引、万引など)	2,523	781	781	961	2,294	708	763	823	1,097	157	455	485
侵入窃盗	空き巣	159	60	35	64	168	82	28	58	141	79	19	43
	事務所荒し	19	9	3	7	10	5	1	4	16	6	3	7
	その他 (忍び込み、出店荒しなど)	148	76	32	40	103	44	13	46	84	29	23	32
粗暴犯	暴行・傷害	228	66	59	103	207	61	52	94	118	40	37	41
	その他 (脅迫・恐喝など)	24	7	8	9	31	8	15	8	19	4	10	5
知能犯	振り込め詐欺 下段は被害金額	93	31	21	41	106	33	36	37	70	23	26	21
		148,455,305	58,306,354	24,170,539	65,978,412	434,190,066	94,887,678	127,785,359	211,517,029	209,989,085	93,798,620	52,297,290	63,893,175
	その他	188	80	39	69	191	156	0	35	103	63	15	25
凶悪犯	殺人(未遂含む)	2	0	0	2	3	0	1	2	2	0	0	2
	強盗	19	4	7	8	20	5	8	7	17	5	6	6
	その他 (放火・強姦など)	12	7	1	4	6	2	3	1	6	1	3	2
風俗犯	わいせつ	38	16	10	12	46	20	18	8	26	13	6	7
	その他 (賭博など)	2	0	0	2	4	1	3	0	3	0	3	0
その他	上記に属さない刑法犯	1,113	415	288	410	983	287	328	368	642	218	184	240
小計		8,144	2,820	2,241	3,083	7,467	2,601	2,159	2,707	4,280	1,300	1,314	1,666



練馬区内各消防署の火災発生状況 暦年表示  
平成16年1月～平成24年12月

内訳		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
区内総計	件数	285 件	276 件	205 件	207 件	235 件	223 件	173 件	212 件	191 件	
	焼失面積 (m <sup>2</sup> )	2,101 m <sup>2</sup>	1,998 m <sup>2</sup>	1,310 m <sup>2</sup>	754 m <sup>2</sup>	2,677 m <sup>2</sup>	1,017 m <sup>2</sup>	1,628 m <sup>2</sup>	620 m <sup>2</sup>	1,135 m <sup>2</sup>	
	火災による 焼死者	件数	6 件	10 件	6 件	8 件	10 件	7 件	10 件	3 件	6 件
		(住警器設置済件数)	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	2 件	0 件	3 件
		人数	6 人	10 人	7 人	8 人	10 人	7 人	13 人	3 人	7 人
(65歳以上)	3 人	5 人	5 人	5 人	5 人	2 人	9 人	1 人	2 人		
練馬	件数	82 件	92 件	75 件	81 件	57 件	87 件	62 件	60 件	53 件	
	焼失面積 (m <sup>2</sup> )	486 m <sup>2</sup>	534 m <sup>2</sup>	633 m <sup>2</sup>	228 m <sup>2</sup>	210 m <sup>2</sup>	395 m <sup>2</sup>	547 m <sup>2</sup>	131 m <sup>2</sup>	159 m <sup>2</sup>	
	火災による 焼死者	件数	2 件	4 件	3 件	4 件	3 件	4 件	4 件	1 件	0 件
		(住警器設置済件数)	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	2 件	0 件	0 件
		人数	2 人	4 人	4 人	4 人	3 人	4 人	5 人	1 人	0 人
(65歳以上)	1 人	1 人	3 人	2 人	2 人	1 人	4 人	0 人	0 人		
光が丘	件数	83 件	55 件	52 件	59 件	73 件	49 件	40 件	56 件	47 件	
	焼失面積 (m <sup>2</sup> )	662 m <sup>2</sup>	506 m <sup>2</sup>	543 m <sup>2</sup>	371 m <sup>2</sup>	667 m <sup>2</sup>	262 m <sup>2</sup>	383 m <sup>2</sup>	87 m <sup>2</sup>	260 m <sup>2</sup>	
	火災による 焼死者	件数	1 件	3 件	1 件	3 件	1 件	1 件	2 件	1 件	1 件
		(住警器設置済件数)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
		人数	1 人	3 人	1 人	3 人	1 人	1 人	3 人	1 人	1 人
(65歳以上)	1 人	2 人	1 人	3 人	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人		
石神井	件数	120 件	129 件	78 件	67 件	105 件	87 件	71 件	96 件	91 件	
	焼失面積 (m <sup>2</sup> )	953 m <sup>2</sup>	958 m <sup>2</sup>	134 m <sup>2</sup>	155 m <sup>2</sup>	1,800 m <sup>2</sup>	360 m <sup>2</sup>	698 m <sup>2</sup>	402 m <sup>2</sup>	716 m <sup>2</sup>	
	火災による 焼死者	件数	3 件	3 件	2 件	1 件	6 件	2 件	4 件	1 件	5 件
		(住警器設置済件数)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	3 件
		人数	3 人	3 人	2 人	1 人	6 人	2 人	5 人	1 人	6 人
(65歳以上)	1 人	2 人	1 人	0 人	3 人	0 人	4 人	1 人	2 人		

練馬区内の原因別火災発生状況 暦年表示  
平成16年1月～平成24年12月

	平成16年			平成17年			平成18年			平成19年			平成20年			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年		
	件数	%	順位	件数	%	順位	件数	%	順位	件数	%	順位	件数	%	順位	件数	%	順位	件数	%	順位	件数	%	順位	件数	%	順位
総数	285			276			205			207			235			223			173			212			191		
放火(疑い含む)	103	36.1%		103	37.3%		67	32.7%		71	34.3%		67	28.5%		62	27.8%		41	23.7%		76	43.9%		61	35.3%	
電気関係	32	11.2%		41	14.9%		29	14.1%		25	12.1%		38	16.2%		21	9.4%		27	15.6%		35	20.2%		30	17.3%	
たばこ	35	12.3%		36	13.0%		36	17.6%		36	17.4%		31	13.2%		39	17.5%		39	22.5%		25	14.5%		31	17.9%	
ガス器具	30	10.5%		35	12.7%		35	17.1%		29	14.0%		44	18.7%		34	15.2%		19	11.0%		29	16.8%		21	12.1%	
火遊び	19	6.7%		9	3.3%		9	4.4%		7	3.4%		7	3.0%		8	3.6%		5	2.9%		3	1.7%		5	2.9%	
石油ストーブ	7	2.5%		1	0.4%		2	1.0%		2	1.0%		0	0.0%	-	1	0.4%		0	0.0%	-	3	1.7%		2	1.2%	
たき火	2	0.7%		4	1.4%		1	0.5%		1	0.5%		0	0.0%	-	1	0.4%		3	1.7%		1	0.6%		1	0.6%	
その他	57	20.0%	-	47	17.0%	-	26	12.7%	-	36	17.4%	-	48	20.4%	-	57	25.6%	-	39	22.5%	-	40	23.1%		40	23.1%	



## 「地域の力で暴力団を追放しよう！」 ～ 練馬区暴力団排除条例施行セレモニーと啓発イベントを開催～

と き 4月10日(水) 午前10時～11時

ところ 西武池袋線 練馬駅北口 ペDESTリアンデッキ

4月1日に練馬区暴力団排除条例が施行されたことを受けて、練馬駅北口で同条例の施行セレモニーと啓発イベントが開催された。

練馬区暴力団排除条例は、暴力団排除活動を推進するための措置などを定めたもので、区民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的として制定。「暴力団と交際しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」を基本理念に、区や区民・事業者の責務、暴力団排除に向けた区の対応や、区民への支援などを明文化した。

セレモニーで志村 豊志郎 練馬区長は、「暴力団排除条例をきっかけに、区内の警察署をはじめとした関係団体、区民と連携し、一層暮らしやすい、安全・安心な練馬区を築いていきます」と決意を示した。

セレモニー終了後には、志村区長や警察関係者、練馬駅周辺の商店会の会員等約80人が、駅利用者らに啓発用品を配布し、暴力団排除を定めた条例の徹底を呼びかけた。



セレモニーの様子



啓発用品を配布する志村区長

### 【練馬区暴力団排除条例について】

暴力団は、区民の生活や事業活動の場に深く介入し、その組織力を背景に様々な資金獲得活動を行っている。条例の制定により、暴力団を排除するという区の考えを明確に示し、区のさまざまな事務事業から暴力団の関与を排除するとともに、区民、警察と連携して、地域社会からの暴力団排除を目指す。

青少年の暴力団への加入や暴力団との接触による犯罪被害を防ぐための指導の徹底、地域のお祭りや興行等のイベントに暴力団を関与させないための措置等も定めているのが特徴。学校関係者やイベントの運営に携わる者が必要な対応をとることができるよう、区は警察等と連携し、情報の提供や助言を行っていく。

### 【セレモニーと啓発イベントの様子】

志村区長、菅野石神井警察署長のあいさつの後、暴力団排除協議会・不当要求防止連絡協議会の会長、副会長の呼びかけで、セレモニーの出席者約80人が腕を振り上げ、「暴力団排除に向けて頑張ろう!」と、シュプレヒコールを行った。また、セレモニー終了後、志村区長、区内の3警察署長・副署長も参加し、練馬駅を利用する区民らに啓発用品を配布し、条例の周知を図った。

【問い合わせ】危機管理室 安全・安心担当課

平成 25 年 5 月 9 日

各中学校長 様  
小中一貫教育校長 様

危機管理室

安全・安心担当課長 星野 明久  
(公印省略)

### 練馬区暴力団排除条例施行にともなう「青少年への教育」について

練馬区では、練馬区暴力団排除条例を平成 25 年 4 月 1 日に施行しました。当条例において、「青少年への教育」を定めております。

そこで、今回、当条例に基づき、各中学校および小中一貫教育校で開催予定のセーフティ教室において、「君を暴力団から守るために」というテーマで講義をさせていただきたいと思っております。

ご多忙のところ、申し訳ありませんがご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 開催方法

各校にて警察署が行う別紙日程のセーフティ教室に区も参加したいと考えています。なお、開催にあたり警察署との調整は、下記担当が行いますので、各校に調整等でお手間を取らせることはありません。

##### 2 講義内容

「君を暴力団から守るために」という冊子を用いて行います。各校で予定されているセーフティ教室の趣旨にあわせて講義します。

##### 3 所要時間

各校のセーフティ教室の時間内(約 20 分程度)で行います。時間についての警察署との調整も下記担当が行います。

##### 4 開催予定

6 月 1 日以降に開催されるセーフティ教室

5 月末までにセーフティ教室が終了した学校についても、本年度は冊子「君を暴力団から守るために」の配布をします。配布の際は、あらためて通知いたします。

##### 5 問合せ先・担当

危機管理室安全・安心担当課

安全・安心担当係 黒羽・黒沢

電話 03-5984-1027 FAX 03-3993-1194



# ねりま情報メール

防災、安全・安心、区政情報に関する情報などを、  
パソコンや携帯電話へメールで配信！

防災、防犯、区のイベントに関する情報などを、登録していただいた方のパソコンや携帯電話、スマートフォン（高機能携帯電話）などのメールアドレスあてに情報を配信するサービスを行っています。



## 配信する情報

### 防災気象情報

地震情報、気象警報、気象注意報、水位情報や週間天気予報などの情報

### 安全・安心情報

不審者情報やひったくり・振り込め詐欺情報など区内の防犯や防火に関する情報

### 区政情報

区が主催するイベントなど区政に関する情報  
(毎月1・11・21日に配信)

### 緊急情報

緊急地震速報のほか、避難勧告、避難指示などの災害・避難情報

## ご登録方法

パソコン・携帯電話・スマートフォンなどから次のメールアドレス

**nerima@entry.mail-dpt.jp** に空メール（件名、本文なし）を送信します。

空メール送信後、登録用の自動返信メールが送信されますので、画面の指示に従い、30分以内に登録してください。「本登録完了のお知らせ」という通知メールが返信されたら登録完了です。

**注意!** ※携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、ご登録される前に、[nerima-jouhou@city.nerima.tokyo.jp](mailto:nerima-jouhou@city.nerima.tokyo.jp)からのメール受信が可能なように設定を行ってください。

※情報利用料は無料ですが、通信料は掛かります。

※右の二次元バーコードを携帯電話・スマートフォンで読み取って、登録することもできます。



## ねりま安全・安心メールへ登録されていた方へ

※ねりま安全・安心メールに登録されていた方も、再登録が必要です。上記の方法で再登録を行ってください。

## このチラシに関するお問い合わせ

練馬区危機管理室安全・安心担当課 TEL 03-5984-1027

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

